



from AKABIRA

東日本大震災

がんばろう日本

赤平市からの被災地支援

福島県浪江町からの要請により、9月4日から10月8日(移動日含む)まで、赤平市から3名の保健師が派遣され、一人2週間の支援活動を行いました。

浪江町は福島原発より20〜30km圏内で、現在、二本松市に臨時の役場を構えています。

現地では、仮設住宅を地元の見護師と一軒一軒訪問し、健康状態、受診状況の確認や医療機関の紹介、また、集会所での健康相談等を行いました。

震災から半年がたち、仮設住宅に入居し、一見落ち着いたように見えますが、原発への不安、4・5畳と狭い仮設住宅での生活、不眠や高血圧、飲酒量が増えたなどストレスを抱えながらの生活が続いています。

健康相談では、震災のつらい思いや避難の苦勞、自宅に戻れない悲しみを話す方が多く、大変心が痛みました。

現在も、全国各地の保健師が被災地で心のケアを行っています。日本は強い国です。一日も早い復興を心から願っています。



井波 彰子 保健師

被災者の方々のつらさや、前向きに生きていこうとする姿勢に少しでも触れることができました。離れた地に住んではいますが東日本大震災を身近に感じ、自分たちができる事や、原発問題など考えていかなければならないことに気づくことができました。



白戸 史子 保健師

世の中の間人関係が希薄になっている中、被災地住民の方々や保健師さん、看護師さんから感謝のこぼを受け、人の優しさを感じたり、人を元気にするのは人とのふれあいが大きいと感じました。そして、「困ったときはお互い様」という言葉が浮かびました。



千葉 陸 保健師

台風15号がきた中での訪問活動で、雨に濡れながらでしたが、優しい笑顔に出会え頑張ることができました。思い出のある家、大切な人、仕事を失った方たちの心の傷は深く、とても重いものでした。自分の家に帰りたく話す方のお話には、ただうなずくことしかできませんでした。

税

に関するお知らせ

税務課市税係 ☎ 32・2219

固定資産(土地・建物)の手続き

年末調整説明会

年内に登記・届出等の手続きをお忘れなく!

平成24年度の固定資産税は、全て来年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。土地及び登記されている建物の場合、土地や建物の取得・取り壊し、所有者変更等は、法務局での手続きとなります。

青色申告決算・消費税説明会

■未登記の建物・車庫・物置等の場合  
未登記の建物の取得・取り壊し・所有者変更等は、市役所税務課市税係での手続きとなります。届出用紙は関係にありますので、必要事項を記入の上提出してください。

農業所得関係者は、次の日程により農業所得調査票等(後日配布)を提出してください。

問合せ 税務課市税係 ☎ 32・2219

問合せ 商工会議所 ☎ 32・2246

TAX Information

※このほか、増改築や一部取り壊し、車庫や物置等の設置は、確認申請や在来調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをされますよう、ご理解とご協力をお願いします。

11月	9時〜12時	13時〜16時
29日(火)	住吉、赤平、共和第5	平岸、百戸、共和第6
30日(水)	豊里、幌岡	共和第1〜4

問合せ 税務課市税係 ☎ 32・2219

# 交通安全ポスター展

交通事故死ゼロを目指す日(9月30日)にあわせ、マックスバリュ赤平店において、交通安全ポスター展の表彰式が行われました。



## 低学年の部

金賞 久保 まい  
(茂尻小2年)



## 園児の部

金賞 村谷 駿介  
(赤平幼稚園)

銀賞 浦崎 彩乃 (赤間小2年)  
銅賞 今 遥 (赤間小2年)



銀賞 神 さくら (赤平幼稚園)  
銅賞 四十川 在音 (赤平幼稚園)  
" 生駒 あゆみ (赤平幼稚園)  
" 竹中 一翔 (文京保育所)



## 高学年の部

金賞 平川 滉佑  
(住赤小6年)



## 中学年の部

金賞 成田 里杏  
(豊里小4年)

銀賞 中野 葵 (住赤小6年)  
銅賞 渡邊 未生 (住赤小5年)



銀賞 渡辺 愛夕 (赤間小4年)  
銅賞 成田 聖奈 (赤間小3年)



# 国民年金からのお知らせ

問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

**社会保険料「国民年金保険料」控除証明書が発行されます。**  
年末調整・確定申告まで大切に保管をお願いします。

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。)この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬までに日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、来年の1月下旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※社会保険料(国民年金保険料)控除証明書についての照会は、控除証明書のハガキに記載されている年金事務所へ問合せください。

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

年金受給者の皆さんへ

**「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう。**

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。(障害年金・遺族年金は課税されません。)課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。平成24年分「扶養親族申告書」が送付される方は65歳未満(年金額108万円以上)・65歳以上(年金額158万円以上)の方です。問合せはねんきんダイヤル ☎0570-05-1165